

# 令和6年度 いじめ防止対策基本方針

鹿児島市立松元小学校

## 1 いじめ防止に関する本校の基本的な考え方

### (1) 基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、いじめは、「どの学校・学級でも起こりうるもの」、「どの児童も被害者にも加害者にもなりうるもの」という基本認識に立ち、すべての児童が安心・安全に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかななくてはならない。

本校では、家庭・地域社会・関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止対策基本方針を定める。

### (2) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

#### ①具体的ないじめの様態

- 理由もなくいじわるなことをされる。
- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団により無視をされる。
- 軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。 等

#### ②教員の基本姿勢

- いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- いじめはその行為の様態により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- いじめは学校、家庭、地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき課題である。

## 2 いじめ防止のための組織

- ① 名称 「心の教育推進委員会（いじめ防止対策委員会）」
- ② 構成員 校長・教頭・生徒指導主任・教育相談係・養護教諭・学年主任 等
- ③ 役割
  - ・学校いじめ防止対策基本方針の策定
  - ・年間計画の企画と実施
  - ・いじめの未然防止
  - ・年間計画推進と内容のチェック
  - ・いじめの対応
  - ・学校いじめ防止対策基本方針の見直し
  - ・教職員の資質向上のための校内研修
  - ・緊急対応

(4) 年間計画

|     |                  | 「いじめ防止対策委員会」               | 未然防止の取組   | 早期発見の取組  | 保護者・地域との連携                                     |
|-----|------------------|----------------------------|---|--|--|
| 4月  | P<br>↓<br>D      | ○「学校いじめ防止対策基本方針」の内容確認      | ○相談機関やSC, SSWの児童及び保護者への周知<br>○いじめ問題を考える週間                             | ○いじめ相談窓口の児童・保護者への周知<br>○いじめの実態把握<br>ニコニコチェック(アンケート)と個別面談 | ○PTA総会, コミュニティ協議会等で「学校いじめ防止対策基本方針」の説明          |
| 5月  |                  | ○心の教育推進会議(生徒指導)            | ○いじめ防止強調啓発月間(ポスター・標語等)  |  |  |
| 6月  | ↓<br>C<br>↓<br>A | ○心の教育推進会議(教育相談)            | ○情報モラル指導(ネットモラル)  |  | ○教育相談週間  |
| 7月  |                  |                            | ○夏季休業中の生活指導   |  |  |
| 8月  | ↓<br>P<br>↓<br>D | ○職員研修(ケーススタディ)             |   |  |  |
| 9月  |                  | ○心の教育推進会議(生徒指導)            | ○いじめ問題を考える週間<br>○自殺予防週間   | ○インターネット利用に関する実態把握<br>○いじめの実態把握<br>ニコニコチェック(アンケート)と個別面談  |  |
| 10月 | ↓<br>C<br>↓<br>A |                            |   |  | ○教育相談週間  |
| 11月 |                  |                            | ○道徳授業公開(県民週間)   |  |  |
| 12月 | ↓<br>P           | ○心の教育推進会議(教育相談)            | ○冬季休業中の生活指導   | ○不登校を考える週間(第1週)  |  |
| 1月  |                  |                            |   |  |  |
| 2月  | ↓<br>P           | ○心の教育推進会議(教育相談)            |   |  | ○教育相談週間  |
| 3月  |                  | ○基本方針の見直し                  | ○春季休業中の生活指導   |  |  |
| 通年  |                  | ○校内のいじめに関する情報収集<br>○対応策の検討 | ○道徳教育・体験活動の充実<br>○いもこじ活動(異学年交流)<br>○情報モラル指導<br>○校長講話(全校朝会)<br>○学校行事 等 | ○健康観察の実施<br>○生活ノートの活用<br>○教育相談(毎週木曜日)                    | ○PTAあいさつ運動(交通指導にあわせて)<br>○児童委員との連携<br>○市教委との連携 |

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら対応していく。

【連携する機関及び連絡先】

| 関係機関             | 電話番号     |
|------------------|----------|
| 鹿児島市教育委員会青少年課    | 227-1971 |
| 県警本部（少年サポートセンター） | 252-7867 |
| 鹿児島西警察署          | 285-0110 |
| 松元南駐在所（春山）       | 278-1193 |
| 県総合教育センター教育相談課   | 294-2200 |
| 県中央児童相談所         | 264-3003 |
| 鹿児島市子ども福祉課       | 216-1261 |

### 3 いじめの未然防止

#### (1) 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育活動全体を通して、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが大切である。また、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりも重要である。

#### (2) 未然防止のための措置

##### ① いじめについての共通理解

いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議や校内研修で周知を図り、平素から教職員全体の共通理解を図る。

ア 「にこにこ月間」や「いじめ問題を考える週間」等で、全校児童を対象に、いじめに関する講話等を行う。

イ 児童理解の時間を、毎週の学年会に位置づけ、情報の共有化を図ると共に、学年代表は、心の教育推進会議や職員会議、職員朝会で報告する。

ウ 4月及び9月の「いじめ問題を考える週間」を中心に、年間を通じて、適宜、児童がいじめ問題について学ぶ時間を設定する。

また、児童に対しても、朝の会、帰りの会、学級活動などで、適宜いじめの問題について触れ、「いじめは絶対に許されることではない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

##### ② いじめに向かわない態度・能力の育成

人権教育・学校行事の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育む機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や自分の行動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

ア 児童会活動で、いじめ防止についての主体的な話し合いと取組を推進する。（標語・ポスター）

イ 学校の教育活動を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。

・児童の思いやりの気持ちや自他の生命を尊重する態度を育む。

・人権尊重の視点から、「いじめは絶対に許されない」という態度を育む。

ウ 自主的・体験的活動の推進による自尊感情と好ましい人間関係の構築を図る。

エ 心のつながりを深めるあいさつ運動を推進する。（総務委員会・当番学級）

オ 豊かな感性を培う読書活動の推進を図る。

##### ③ 教職員の指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などを生まないように、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりを進

めていく。また、学年・学級やクラブ活動等の人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、ストレスに適切に対処できる力を育む。なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。

#### 4 いじめの早期発見

##### (1) 基本的な考え方

いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われるという認識の上に立つ。たとえ、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するように努める。また、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

##### (2) 早期発見のための措置

- ① 学校は、休み時間や放課後の児童の様子に目を配る等して日々児童観察を行うことにより、いじめの早期発見に努める。また、学校楽しいーと等を活用した定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ② 家庭における保護者のいじめチェック等を活用し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。
- ③ 児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているか等、定期的に体制を点検し、カウンセラーや教育支援教員の利用について広く周知させることにより、児童および保護者、教職員がいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ④ 教育相談等で得た児童の個人情報については、対外的な取り扱いの方針を明確にし、適切に扱うものとする。

#### 5 いじめ発生時の対処

##### (1) 基本的な考え方

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う必要がある。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

##### (2) いじめ発生時の措置

###### ① 素早い事実確認と報告・連絡・相談

- ・ 発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応する。
- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、事実確認を行い、いじめた児童へ適切に指導する。軽微な事案でも、関係職員へ連絡し以後の見守りに生かす。
- ・ 児童や保護者から相談や訴えがあった場合には真摯に対応し、いじめの疑いがある行為には早い段階からの的確に関わりをもつ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全には十分に配慮する。
- ・ いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく警察署と相談して対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

| 早期発見のための6項目                     | 担当                | 具体的な取組   |
|---------------------------------|-------------------|--|
| ○ アンケートによる定期的な実施による情報の収集・共有     | 生活指導係<br>心の教育推進委員 | ・「学校楽しいーと（アンケート）」（6月、11月、2月）と「ニコニコチェック（アンケート）」（4月、9月）の実施 |
| ○ 県作成の「いじめ対策必携」の活用              | 生活指導係<br>学年主任     | ・校内研修や学年会での読み合わせと確認（学期初め、問題発生時）                          |
| ○ 定期的な教育相談による児童の状況の把握と情報の共有     | 教育相談係             | ・学期1回の教育相談（教育相談週間）                                       |
| ○ スクールカウンセラーや臨床相談員等の保護者への周知及び活用 | 生活指導係             | ・案内文の配布と周知（4月）   |
| ○ 管理職をはじめ、全職員による校内巡視等の実施        | 全職員               | ・朝、休み時間、昼休み時間の校内巡視（学年一人以上）                               |
| ○ 学校の取組の発信及び情報の収集・共有            | 管理職<br>学年主任       | ・学校便りやPTAの会合   |

② 発見・通報を受け手の組織的な対応

- ・ 発見、通報を受けた教職員は躊躇なく、管理職や生徒指導主任等に報告し、組織的対応を図る。その後は、当該組織が中心となり、速やかに事実の有無の確認を行い、その結果は、校長が責任をもって学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者にも連絡し、事後の対応に当たる。

＜ いじめ問題等への基本的な対応の流れ ＞

いじめ情報の入手

→ 状況を観察しながら慎重に情報を収集し、間接介入を図る。

① 情報収集の内容

- 誰が誰をいじているのか？・・・・・・・・・・【加害者と被害者の確認】
- いつ、どこで起こったのか？・・・・・・・・・・【時間と場所の確認】
- どんな内容のいじめか？  
    どんな被害をうけたのか？・・・・・・・・・・【内容】
- いじめのきっかけは何か？・・・・・・・・・・【背景と要因】
- いつ頃から、どれくらい続いているのか？・・・・・・・・・・【期間】

② 情報収集の手段

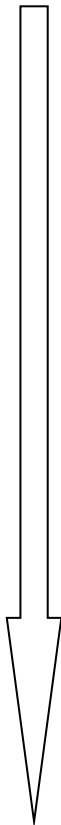
- 「悩み調査」の実施                      ○ 保護者との連携
- 日記、連絡帳など                      ○ 日常生活の観察
- 子供との会話                              ○ 教育相談
- 養護教諭との連携

③ 情報入手の留意点

- 「いじめはない」などの個人的な解釈で看過しない。
- 他の教師からの情報の協力をもらう。
- 教師のいじめ問題への強い姿勢を示す。

④ 担任が陥り易い傾向

- 自分の責任と思い込み、自分だけで解決しようとする。
- 指導力が否定されたと感じる。
- 解決を焦る。



## いじめ対応チームの編成

担任 → 学年主任 → 生徒指導主任 → 校長・教頭 →  
(緊急性のある事例：第1報)

↓  
鹿児島市教育委員会

- ・いじめられた児童を徹底して守る。
- ・見守る体制を整備する。  
(登下校, 放課後等, 清掃時間, 休み時間)

## いじめ防止対策委員会

- |         |                      |
|---------|----------------------|
| ・校長     | ・学年主任                |
| ・教頭     | ・養護教諭                |
| ・生徒指導主任 | ・スクールカウンセラー          |
| ・教務主任   | ・その他必要に応じた関係者及び外部専門家 |
| ・保健主任   |                      |

## 対応方針の決定・役割分担

### 対応方針会議での協議内容

- 緊急度の確認 (命に関わる可能性があるか)
- 詳細な調査の必要性 (調査の内容と方針の検討)
- 具体的な指導・援助の方針の検討
- (役割分担, 支援チームの構成)
- 事情聴取や指導の際に留意すべきことの確認
- 保護者への対応
- 関係機関との連携の方向性

→ 対応方針について

教育委員会へ相談

【 教頭 】

### 役割分担

【担任, 教頭】 ・いじめられた児童の事情聴取と支援  
・いじめた児童の事情聴取と指導

↓  
校長へ報告 → 指示

【教頭】 ・保護者への対応  
・関係機関への対応  
・教育委員会へ対応方針について連絡・相談

【教務】 ・周囲の児童と全体児童への指導

## 正確な実態把握・支援・指導・保護者との連携

### 児童

- いじめられた児童, いじめた児童, 周囲にいる者から個別に聴き取りを行う。
- いじめの状況, いじめのきっかけ等をじっくり聴き, 事実の基づく指導を行えるようにする。
- 事情聴取は, 被害者→周囲にいる者→加害者の順に行う。
- 情報の食い違いはないか, 複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- 聴取を終えた後は, 当該児童を自宅まで送り届け, 教師 (教頭同行) が, 保護者に直接説明する。

### 保護者

- 直接会って, 具体的な対策を話す。
- 協力を求め, 今後の学校との連携方法を話し合う。

## 具体的な対応の仕方

### いじめられた児童への基本的な関わり方

- ① 児童の安全確保に配慮して安心させ、児童との信頼関係を築く。
- ② 児童の話を聴くことを重視し、その思いを受け止め、共感的理解に努める。
- ③ 具体的支援については、本人の意思や希望を大切に、意向を確認しながら進める。

### いじめた児童への基本的な関わり方

- ① いじめる行為が「命に関する重大なこと」であり、「決して許されない」という毅然とした態度で臨む。
- ② いじめられた児童の心の痛みに気付かせながら、いじめた気持ちや状況などを受容的、共感的な態度で十分聴き、いじめる行為の背景を理解して対応する。
- ③ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、粘り強い指導を行う。

### いじめられた児童の保護者への対応

- ① 発見したその日に、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ② 学校の把握している実態や経緯等を隠さずに伝える。
- ③ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ④ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ⑤ 学校として子供を守り通すことを十分に伝える。
- ⑥ 家庭で子供の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するように伝える。
- ⑦ 場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等の申し出に対して弾力的に対応する。

### いじめた児童の保護者への対応

- ① 責めるのではなく、事実を正確に伝え、いじめられた子供や保護者の気持ちに共感してもらう。
- ② 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ③ 担任が仲介役となり、いじめられた保護者と協力していじめを解決するために保護者同士が理解し合うように要請する。
- ④ 子供のより良い成長をはかるために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言を継続する。

### 傍観者への対応

- ① いじめられた児童の気持ちについて話し、いじめは人の命に関わることで、絶対に許されないことであることを指導する。
- ② はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ③ 見て見ぬふりをする行為の背景にある心理等について共感的に理解した上で、互いの個性を認め合うことや望ましい人間関係等について指導する。
- ④ いじめを訴えることは、チクリではなく、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

**指導体制の検討・今後の対応** → 状況を分析し、事実関係の確認や問題点の明確化を図り、問題解決に向けたプランを立てる。新しい検討事項が入ったら、指導体制を再検討していく。

**いじめ対応チームによる対応**

- 学校生活での意図的な観察及び助言（該当児童と周りの児童の状況）  
【学級担任，学年主任，養護教諭】
- 学級担任へのサポート（情報交換，学級作りへの支援）  
【生徒指導主任，管理職】
- 保護者との連携支援  
【学級担任，管理職】
- 関係機関との連携支援  
【管理職，スクールカウンセラー，スクールサポーター】
- その後の状況について教育委員会へ報告  
【管理職】

③ ネットいじめへの対応

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をする。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して、速やかに削除を求め、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な侵害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても学年、学級懇談会、学校便り等で積極的に理解を求めていく。

④ 「いじめの解消」の判断 ※「鹿児島県いじめ防止基本方針（平成29年）」より

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- ・ いじめ行為（被害児童生徒に対する心理的又は、物理的な影響を与える行為）が止んでやんでいること（少なくとも3か月）
- ・ 被害者が心身の苦痛を受けていないこと

6 重大事態への対処

① 調査組織の設置と調査の実施

- ・ いじめにより、当該児童の「生命、身体又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、また、いじめにより、当該児童が「相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対処、発生防止に資するため、下記の第三者による調査組織を設け、適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

〈重大事案と想定されるケース〉

- 児童が自殺を図った場合
- 身体に重大な障害を被った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神的に疾患を発症した場合 等

〈組織の構成〉

※ 校内におけるいじめ防止のための組織を母体としつつ、鹿児島市教育委員会の支援・協力を得る。

- 弁護士
- 精神科医
- 学識経験者



○心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者

※ 当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）

② 校内の連絡報告体制

- ・ 校内における連絡・報告体制は、別紙「学校緊急対応マニュアル」による。

③ 重大事態への緊急対応

- 当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、素早く教育委員会を通して市長へ報告する。

- 全校体制による緊急対応

学校の「いじめ防止対策基本方針」は、予め以下に例示するような対応について緊急対応策を策定しておき、チームを組織するなどして、市教育委員会と連携して全校体制で対応する。

- ・ 事態の状況確認、情報収集、情報整理
- ・ 児童の状況確認と支援・指導、児童・保護者・教職員の心のケア
- ・ PTA・警察との連携など

- 市教育委員会との連携

- ・ 状況確認、情報収集、情報整理したことを市教育委員会に報告
- ・ 臨床心理相談員やスクールカウンセラーなどの緊急派遣等の人的支援の要請
- ・ 県教育委員会や警察などとの連携についての要請

④ 外部機関との連携

- ・ 重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応じ、教育委員会、警察署、児童相談所等との連携を図りながら進めていく。

(4) 学校による調査

法第28条第1項の規定に基づき、重大事態に対処するとともに、再発防止に資することを目的として、事実関係を明確にするための調査を行う。

調査の組織

「重大事態緊急対応委員会」を設置して各チームに分かれて調査を行い、連携を図って対応する。

事態の状況確認、情報収集、情報整理

生活指導部



重大事故緊急対策委員会

校長 教頭 三主任 学年主任

外部窓口：教頭 校内窓口：生徒指導主任



PTA・警察などとの連携

安全指導部



児童の状況確認と支援・指導

児童・保護者・教職員の心のケア

保健指導部

7 その他

- 学校いじめ防止基本方針を、学校のホームページで公表し、児童一人一人のいじめ防止への理解と認識を深め、実践への意欲換気を図ることができるようにする。
- 学期末に、定期的な点検・見直しを行い、これに基づいた必要な措置を行い、学校いじめ基本方針を更新していくようにする。